



## 暮らしと子育てを応援する税制について

所得税と住民税の定額減税のほか、住宅借入金等特別控除の拡充による子育て支援等が実施されます。

### 所得税・住民税の定額減税

納税者（給与所得者や個人事業主等）と配偶者を含む扶養親族が対象。ただし、給与2,000万円超（合計所得金額1,805万円超）は対象外。減税額は1人当たり4万円（所得税3万円、住民税1万円）です。

2024（令和6）年分の所得税、2024年度分の住民税については、今年6月以降に1人当たり合計4万円が特別控除されます（下表参照）。ただし、2024年分の合計所得金額が1,805万円を超える場合は対象外です。

税目	種別	特別控除額
所得税	本人 <sup>※1</sup>	3万円
	同一生計配偶者 <sup>※1・※2</sup>	3万円
	扶養家族 <sup>※1</sup>	3万円/人
住民税	本人	1万円
	控除対象配偶者 <sup>※3・※4</sup>	1万円
	扶養家族 <sup>※3</sup>	1万円/人

※1：居住者に限る  
 ※2：納税者と生計を一にし、合計所得金額48万円以下  
 ※3：国外居住者を除く  
 ※4：同一生計配偶者のうち、納税者の前年の所得金額が1,000万円以下

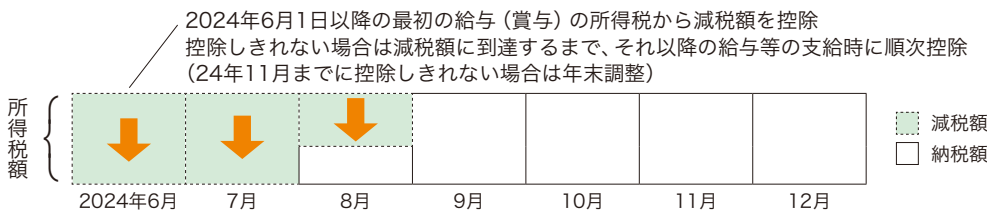
事業所得者（個人事業主等）の特別控除はそれぞれ次のように行われます。

〔所得税〕2024年分の予定納税額から、または確定申告の際に減税額が控除されます。

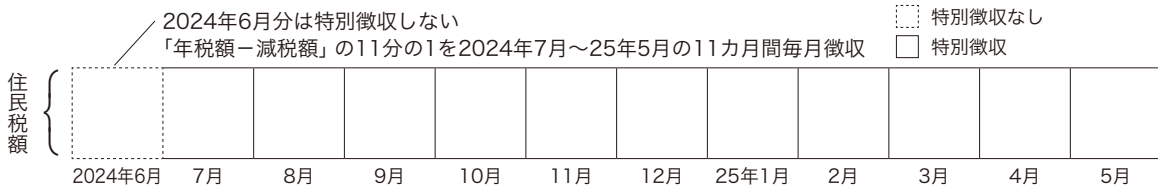
〔住民税〕2024年度分の普通徴収の第1期分から控除されます（控除しきれない場合は第2期分以降からも順次控除）

給与所得者は下図のように控除されます。

#### 【所得税の控除のイメージ】



#### 【住民税の控除のイメージ】



参考文献：「事務所通信 令和6年度改正税法特集号」

※図表は「令和6年度地税法改正（案）について」（令和5年12月総務省公表）を基に作成  
運用：2024年6月1日から

